



答 申 第 1 5 号

平成14年3月28日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大阪府環境審議
会 長 南



化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び
総量規制基準について（答申）

平成12年8月3日付け環指第239号で諮問のあった標記に
ついて、別添のとおり答申します。

化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画
及び総量規制基準について

(答 申)

平成14年3月

大阪府環境審議会

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ 1
2	第5次総量削減計画の策定について	・ ・ ・ 2
(1)	検討の背景	・ ・ ・ 2
(2)	削減目標量の設定	・ ・ ・ 3
(3)	削減目標量達成のための施策	・ ・ ・ 5
(4)	総量削減計画(案)	・ ・ ・ 6
3	総量規制基準について	・ ・ ・ 13
(1)	総量規制基準設定の概要	・ ・ ・ 13
(2)	総量規制基準の改定及び設定に当たっての基本方針	・ ・ ・ 13
(3)	CODに係る総量規制基準の検討	・ ・ ・ 14
(4)	窒素及びりんに係る総量規制基準の検討	・ ・ ・ 15
4	おわりに	・ ・ ・ 17
別表1	CODに係るC等の値(案)	・ ・ ・ 18
別表2	窒素に係るC等の値(案)	・ ・ ・ 28
別表3	りに係るC等の値(案)	・ ・ ・ 35
参考資料		
1	総量規制基準の算定方法	・ ・ ・ 42
2	CODに係る総量規制基準の改定業種数	・ ・ ・ 44
3	窒素に係る総量規制基準設定の内訳	・ ・ ・ 44
4	りに係る総量規制基準設定の内訳	・ ・ ・ 44
5	環境審議会における第5次水質総量規制に係る検討状況について	・ ・ ・ 45
6	大阪府環境審議会委員名簿	・ ・ ・ 46
7	大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿	・ ・ ・ 47

1 はじめに

大阪府においては、大阪湾の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内海法」という）に基づき、総量削減計画を策定し、化学的酸素要求量（以下「COD」という）に係る汚濁負荷量の削減に努めてきた結果、近年では着実に水質改善が図られてきたが、水質環境基準の達成状況はなお十分とはいえない状況にある。

また、国においては水質総量規制制度が適用される東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における COD 汚濁負荷量の削減を進めるため、第 5 次水質総量規制のあり方を中央環境審議会に諮問、平成 12 年 12 月の答申では、第 5 次水質総量規制においては、COD による汚濁負荷量のさらなる削減とともに、窒素及びりんを削減することが必要であるとの考え方が示されたところである。

こうした動きを受け、府においては、第 5 次水質総量規制に対応する新たな総量削減計画の策定や COD、窒素含有量（以下「窒素」という）及びりん含有量（以下「りん」という）の総量規制基準の設定について検討するため、平成 12 年 8 月 3 日開催の大阪府環境審議会に「化学的酸素要求量等に係る第 5 次総量削減計画及び総量規制基準について」諮問し、同日、その調査検討を水質総量規制部会（現：水質規制部会）に付託したところである。

同部会は、専門的見地から検討を進め、第 5 次総量削減計画(案)をとりまとめるとともに、別表 1～3 のとおり COD、窒素及びりんに係る総量規制基準(案)を作成し、平成 14 年 3 月 28 日付けで、検討結果の報告を行った。本審議会において、この報告に基づいて検討を行った結果、適当であるとの結論を得たので、ここに答申する。

2 第5次総量削減計画の策定について

(1) 検討の背景

水質総量規制制度は、人口及び産業の集中等により、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、生活環境保全に係る水質環境基準を確保することを目的として、当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減するため、昭和53年に瀬戸内海法及び水濁法の改正により導入された制度である。

この水質総量規制制度では、環境大臣が汚濁負荷量の総量の削減目標、目標年度及びその他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を示す総量削減基本方針を定め、都道府県知事はこの方針に従って発生源別の汚濁負荷量の削減目標量（削減後の汚濁負荷量で表す）やその削減達成の方途等を定めた総量削減計画を策定することとされている。

大阪府においても、これまで4次にわたって総量削減計画を策定し、指定地域である府域全体の汚濁負荷量の総量の削減を進めてきたところ、CODに係る汚濁負荷量は昭和54年度の190t/日から平成11年度には103t/日と、87t/日の削減が実施された。また、窒素及びりんについても、平成8年に「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」を策定するなど、その排出の削減を図ってきたところである。

表1 排出負荷量の推移（単位：t/日）

	平成元年度	平成6年度	平成11年度
COD	137	122	103
窒素	122	124	90
りん	8.9	7.8	7.2

しかしながら他の水域同様、大阪湾においても水質は改善傾向が認められているものの、環境基準の達成状況は特に湾中央部において低く、依然として満足できるものとはなっていない。

こうした状況のなかで、国は第5次水質総量規制のあり方を中央環境審議会に諮問し、平成12年12月、中央環境審議会は、CODの一層の削減を進めるとともに、植物プランクトンの光合成により増加する有機汚濁（内部生産）の原因となる窒素及びりんについても水質総量規制制度のもとで計画的に削減を図ることが適当であるとの答申を行った。

こうした中央環境審議会の答申を踏まえ、環境大臣は、平成13年12月11日、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」（以下「総量削減基本方針」という）を定め、関係府県に通知した。

その内容は、次のとおりである。

- 大阪府におけるCOD、窒素及びりんに係る削減目標量を、それぞれ95t/日、81t/日、6.5t/日とする。
- 削減の目標年度を平成16年度とする。
- 汚濁負荷量の削減の方途として、生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定、教育・啓発等の諸施策が示された。

水質規制部会では、この総量削減基本方針を受けて、第5次総量削減計画及び総量規制基準について、検討を行った。

(2) 削減目標量の設定

① 設定の基本的考え方

削減目標量については、人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度における削減努力を前提に定めることとされている。

第5次水質総量規制における発生源別の削減目標量の設定に当たっては、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減に係る技術的水準の現状及び今後の見通し等を踏まえるとともに、これまでとられた対策努力、対策の難易度、費用対効果、除去効率の季節変動等も勘案し、全体として効率的な削減が図られるよう生活排水、産業排水、その他の発生源間の均衡を図りつつ、削減目標量の設定を行うこととした。

また、各項目の削減目標の設定にあたっては、次に掲げる事項に主眼を置いて検討した。

(ア) COD

産業排水については、これまでの4次にわたる総量規制の結果、段階的に規制の強化が行われており、着実に削減が進められてきた。生活排水についても削減されてはいるが、依然として汚濁負荷量に占める割合が大きい。このため、重点的に生活排水の負荷の削減を図ることとし、特に下水処理場について総量規制基準の強化による一層の削減効果を見込んだ。

(イ) 窒素

水濁法による濃度規制に加えて、府では、平成8年に「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導要綱」（以下「指導要綱」という）を策定し、独自に排水濃度管理の指導が行われ、削減効果が得られているが、今回、総量削減の対象項目として新たに窒素が追加されたことに鑑み、発生量の多い化学工業等を中心に一層の削減効果を見込むこととした。

(ウ) リン

府では、昭和55年に「リン及びその化合物に係る削減指導要綱」（現在は平成8年の指導要綱に改正）を策定し、独自に排水濃度管理について指導が行われ、削減効果が得られているが、今回、総量削減の対象項目としてリンが新たに追加されたことに鑑み、これまでの指導の経過を踏まえ、一層の削減効果を見込むこととした。

② 削減目標量の算定

各発生源の排出実態を踏まえ、将来取り得る対策による改善効果を勘案して、発生源別の削減目標量を算定した。

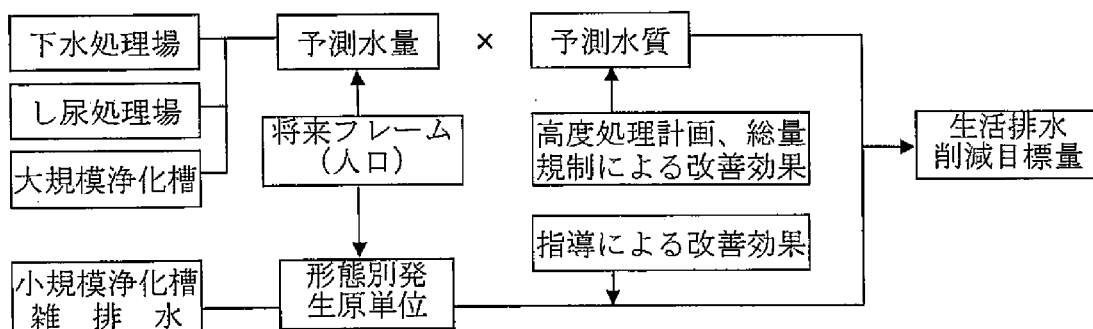


図1 生活排水の削減目標量の算定方法

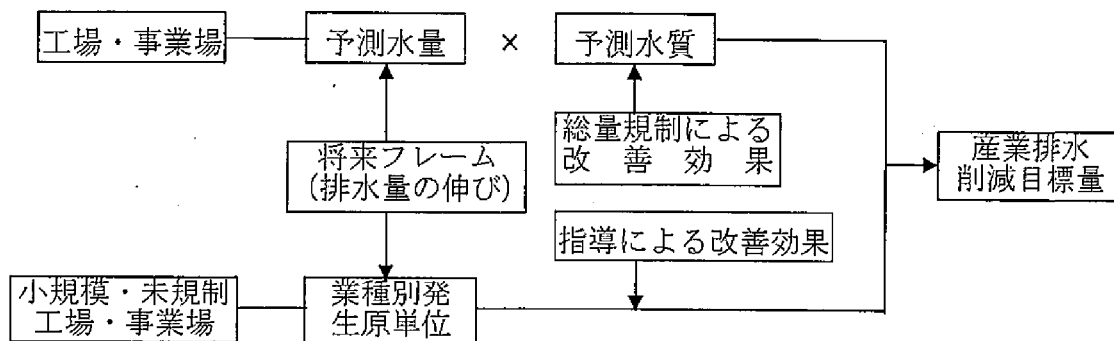


図2 産業排水の削減目標量の算定方法

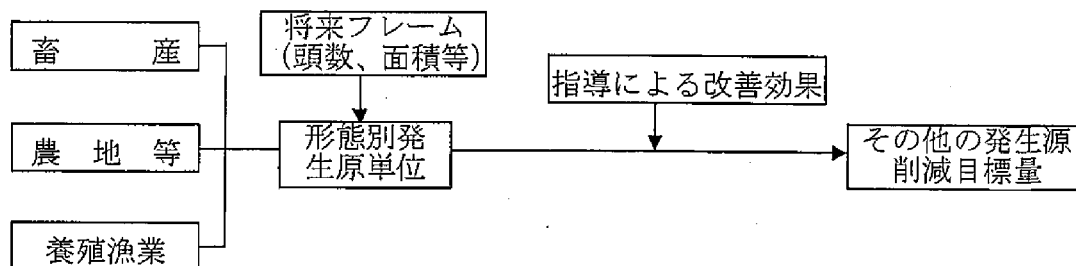


図3 その他の発生源の削減目標量の算定方法

(3) 削減目標量達成のための施策

国より示された総量削減基本方針では汚濁負荷量の削減の方途として、下水道整備を促進するほか、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の生活排水処理施設の整備、生活排水処理の高度化等の推進による計画的な生活排水対策、総量規制基準の遵守による指定地域内事業場からの総量削減、環境保全型農業の推進、小規模・未規制事業場等に対する適切な指導等による発生源からの負荷量削減、また教育、啓発等を通じた理解の促進等が示されている。

今回策定される第5次総量削減計画においては、この基本方針を踏まえ、従来からの施策を引き続き推進するとともに、発生源ごとに次の施策に重点を置いて進めることとした。

① 生活排水に係る汚濁負荷量削減対策

汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水に係る負荷を重点的・効率的に削減するため、下水道など生活排水処理施設の整備を地域の特性に考慮しながら進める必要がある。

② 産業排水に係る汚濁負荷量削減対策

第4次までのCODに係る総量規制基準の強化に加えて、窒素及びりんについても新たに総量規制基準を設定し、その遵守を徹底するとともに、小規模な事業場に対しても、公平性の確保に留意しながら、汚濁負荷量の削減を図る必要がある。

③ その他の汚濁発生源に係る汚濁負荷量削減対策

農業、畜産業及び養殖漁業に関連して、平成11年以後に各種法令が整備されてきたところであり、これらの活用を図ることにより、汚濁負荷の削減を図る必要がある。

④ 教育、啓発等

近年のIT化の進展を受けて、府民への情報提供を強化する。また、児童、生徒に対して学校教育の中で水質保全に対する知識の普及を図る必要がある。

⑤ その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

社会全般において、資源・水利用に当たり、循環型社会の実現に向けた取り組みを進め、各主体による行動の実践に努める必要がある。また、水環境の全体的改善を図るため、健全な水循環の回復に向けた取り組みを進める必要がある。

(4) 総量削減計画(案)

以上の検討を踏まえ、大阪府の第5次総量削減計画は、次案のとおりとすることが適当であると考える。

総量削減計画（大阪府）（案）

この総量削減計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3第2項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、大阪府の区域について、平成13年12月11日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成 16 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成 11 年度における量 (ト/日)
生活排水	6 9	7 6
産業排水	2 0	2 1
その他	6	6
総 量	9 5	1 0 3

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成 11 年度における量 (ト/日)
生活排水	4 6	4 8
産業排水	1 8	2 5
その他	1 7	1 7
総 量	8 1	9 0

(3) りん含有量について

表 3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成 11 年度における量 (ト/日)
生活排水	3. 7	4. 0
産業排水	1. 7	2. 0
その他	1. 1	1. 2
総 量	6. 5	7. 2

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水に係る汚濁負荷量削減対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量を効果的に削減するためには、汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、市町村と協力しながら、重点的に進めていく必要がある。

このため、下水道の整備の一層の推進を図るほか、地域の特性を考慮し、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業集落排水処理施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生活雑排水対策についての啓発、普及を行うなど、家庭からの生活排水対策についても促進を図る。

ア 下水道の整備等

下水道の整備については、下水道整備七箇年計画との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進するとともに、水洗化の促進を図る。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内行政人口 (千人)	指定地域内処理人口 (千人)	指定地域内 普及率 (%)
16	8,846	7,395 [4,093]	83.6

※ [] 書きは、高度処理人口を示す(内数)

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理について、下水道の普及状況を勘案しつつ、積極的な導入を図る。

さらに、合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、投資効果等を十分検討したうえで改善に取り組む。

イ その他の生活排水処理施設の整備

「環境総合計画」に基づき、地域の特性を踏まえて、浄化槽（合併処理浄化槽）及び農業集落排水処理施設の整備を促進する。

合併処理浄化槽の普及については、「大阪府浄化槽指導要綱」（平成13年4月1日実施）に基づき、新設の浄化槽について合併処理浄化槽とするよう指導する。また、家庭用のものにあつては、合併処理浄化槽設置整備事業補

助金制度の活用により、その普及促進を図るとともに、市町村が各戸に浄化槽を設置して、恒久的な生活排水対策を進める「特定地域生活排水処理事業」についても市町村の取り組みを促進する。

さらに、既設の単独処理浄化槽についても、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

なお、浄化槽の適正な管理により排水水質の安定及び向上を図るため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、維持管理及び水質に関する検査の徹底を指導するとともに、水質汚濁防止法等に基づくし尿浄化槽の規制、指導を行う。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を推進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努める。

エ 家庭における生活排水対策等

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）及び「大阪府生活排水対策推進要綱」（昭和 63 年 4 月策定）に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進する。

(2) 産業排水に係る汚濁負荷量削減対策

ア 指定地域内事業場に対する対策

指定地域内事業場については、業種等の実態、排水処理技術水準の動向、既に実施している汚濁負荷の削減努力等を勘案した上で、排水量等により更に区分し設定するなど、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、施設を新・増設する指定地域内事業場については、最新の処理技術の導入等が可能であることから、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、施設の新設又は増設、排水処理施設の改善等における除去効

果の高い排水処理施設の導入指導、凝集剤や栄養剤の添加の適正化及び維持管理の徹底等排水処理の適正化並びに工程内で使用される添加物の低減及び副原料の転換により汚濁負荷量の削減を図るものとする。

この他、「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導要綱」（平成8年9月4日制定）に基づき、削減対策の実施を指導するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等により排水基準の遵守を徹底するとともに、「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導要綱」に基づき、汚濁負荷量の削減指導を行う。

その他の事業場等については、排出水の特性等について、その実態把握に努めるとともに、「小規模事業場排水処理の手引き」（平成7年3月策定）を活用し、実情に即した除去効率の高い排水処理施設の設置を指導するなど、汚濁負荷量を削減するための指導を行う。

(3) その他の汚濁発生源に係る汚濁負荷量削減対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、特に、新たに水質総量規制の対象とする窒素及びりんについては、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等の活用を通じて肥料の施用量の低減を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「大阪府畜産経営環境保全対策推進要綱」（昭和47年7月1日施行）等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び有効

利用を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、行政、事業者、民間団体及び府民の各主体間の連携の強化とともに、各々の理解と協力が必要である。このため、自治体の広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用し、水質汚濁に関する情報を提供し、広く府民に総量削減の趣旨及び内容について理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

府民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒に対して学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発を行う等自ら負荷量削減行動を実践するような気運づくりに努めるものとする。

事業者に対しては、業界団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減に向けた事業者による自主的な取り組みの促進を図る。

(5) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

ア 循環型社会における資源リサイクルの推進

関係工場において、製造工程での窒素及びりんのリサイクルを促進することにより汚濁負荷量の削減を図るとともに、工場・事業場での水の循環再利用や家庭での節水型水利用を促進するなど、社会全般における循環型社会の実現に向けた取り組みを進め、各主体による行動の実践に努める。

イ 健全な水循環の回復

森林の水源涵養能力向上や平常時の河川流量の確保、多自然型の河川整備、海域での緩傾斜護岸の導入、藻場・干潟等の浅海域の保全等による自然が有する水質浄化機能の積極的な活用、下水の高度処理水の河川還元、河川の直

接浄化等健全な水循環の回復に向けた取り組みを進めることにより水質の改善を図る。

ウ 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、泉州諸河川、大阪市内河川及び大阪港港湾区域等において、汚泥のしゅんせつ、覆砂事業を行う。

エ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川・海域の水質監視及び事業場に対する立入検査の実施等、効果的な監視体制の充実を図る。

オ 調査研究の推進

府及び市町村等の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を引き続き実施し、環境保全に関する技術開発や海域における内部生産機構の解明等に努める。

カ 中小企業の助成措置

中小企業の水質汚濁防止施設整備の促進を図るため資金の融資を行う。

3 総量規制基準について

(1) 総量規制基準設定の概要

総量規制基準は日平均排水量 50m³以上の工場・事業場に対し適用され、その基準値は、工程ごとの指定項目の濃度（[mg/L]）を表す値（以下「C等の値」という）と当該工程からの排水の量（Q [m³/日]）の積により算出される負荷量の総和（L [kg]）により、1日あたりの許容排出負荷量として表される。

$$\text{基準式} \quad L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

C等の値については、業種や工程ごと、さらに、工場・事業場が設置された時期や特定排水が増加した時期により分類し、区分され、処理技術の水準等を踏まえ、国により範囲が示されている。

それぞれのC等の値の設定に当たっては、都道府県が地域の状況等を踏まえ、国の示した範囲内で設定することとなっている。

水質規制部会においては、第5次水質総量規制の施行に伴うC等の値について、環境省告示で定められた301の業種その他の区分ごとのC等の値の範囲の中から、府域における排出及び処理の実態等を勘案したうえで設定した。

(2) 総量規制基準の改定及び設定に当たっての基本方針

総量規制基準の改定及び設定に当たっては、中央環境審議会答申の考え方に留意するとともに、以下の配慮事項に則り、検討を行うこととした。

- 目標年度において実施可能な污水又は廃液の処理技術の水準
- 事業場規模
- 原材料、製造方法等による排水処理の難度
- 水利用の合理化と処理施設の導入等による汚濁負荷量削減の実態
- 既に総量規制基準の適用を受けている類似業種との整合性
- 窒素及びりんについては、これまで実施している指導要綱に基づく指導方針との整合性
- 項目ごとの基準設定方法相互の整合性

(3) CODに係る総量規制基準の検討

CODに係る総量規制基準の改定については、第4次までの総量規制基準の強化状況を勘案しつつ、以下のとおり、総量規制基準を設定することが適当であると考える。

① 業種区分の細分化

大阪府では、第4次までの水質総量規制において、府下の工場等の実態から、特定の業種については、環境省が設定した業種による区分に加え、同一業種区分内を排水量ランク等によりさらに細かく区分して基準を設定している。今回の基準の改定にあたっては、個々の業種ごとに排水量ランクによる細分化の必要性を検討した。

環境省告示では、業種その他の区分として301区分を設定し、C等の値の範囲を示している。これに対して、府では第4次水質総量規制までに、事業場規模に配慮し、排出負荷量の効果的な削減を図ることを目的として、さらに排水量ランク別により11区分、また、製造工程により著しく排出実態や処理技術水準が異なるものについて、当該業種全体を同一基準とせず排出実態等に応じた基準を設定することにより、排出負荷量の効果的な削減を図ることを目的として、業種の細分類化により13区分し、全体として325区分としている。このことから、今回の基準設定に当たっても、第4次水質総量規制と同様に業種を区分し、325の区分についてそれぞれC等の値を設定することが適当である。

② 基準設定の基本的考え方

- 新たな負荷量の増加となる、新・増設にかかるC等の値 (C_{ci} 、 C_{cj}) については、新たに処理装置の導入が可能であることから、原則としてC等の値の範囲の下限値を採用する。

ただし、汚水等の性状及び処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な業種にあつては、技術水準等を考慮してC等の値を設定する。

- 既設事業場に係るC等の値 (C_{co}) については、C等の値の範囲の上限値あるいは下限値の引下げ状況を勘案し、更に現状の水質、処理方法及び総量規制基準の適合状況等を考慮してその見直しを行う。
- 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C等の値の範囲の下限値を採用する。

ただし、類似の業種が存在する場合には、当該業種の実態を参考にC等の

値を設定する。

なお、上記 325 区分のうち、既設 205 区分、新・増設 237 区分については、第4次水質総量規制において設定したC等の値が、今回の環境省告示の下限值に相当している。総量規制基準の改定に当たっては、これらの業種については、引き続き下限値とすることとし、その他の既設 120 区分、新・増設 88 区分について、上記考え方に基づき検討を行った。

③ CODに係るC等の値（案）

第5次水質総量規制における知事が定める COD に係るC等の値については別表1のとおりとすることが適当である。

既設事業場に係る基準については、第4次水質総量規制において設定されているC等の値がすでに環境省告示の下限值に相当する業種を除く 120 区分を対象に検討を行い、このうち負荷量の大きい下水処理場をはじめとする 46 区分についてC等の値を強化し、38 区分では環境省告示の下限值を採用した。

新・増設に係る基準については、第4次水質総量規制において設定されているC等の値がすでに環境省告示の下限值に相当する業種を除く 88 区分を対象に検討を行い、このうち 64 区分についてC等の値を強化し、50 区分では環境省告示の下限值を採用した。

(4) 窒素及びりんに係る総量規制基準の検討

窒素、りんに係る総量規制基準の設定については、府域における排出実態等を適切に把握し、これまでに行われてきた指導等の実施状況を踏まえ、以下のとおり、総量規制基準を設定することが適当であると考ええる。

① 業種区分の細分化

CODに係る総量規制基準では、特定の業種については、環境省が設定した業種による区分を排水量ランクや工程でさらに区分し細分化を行ってきたが、窒素、りんに係る総量規制基準の設定に当たっても、同様な細分化の必要性を検討した。

今回、環境省告示では、業種その他の区分として、窒素 301 区分、りん 254 区分を設定し、C等の値の範囲を示している。

窒素、りんに係る業種区分の細分化は、より効果的な削減を図るため、CODと同様、排水量によるランクの区分や業種の細分類を行うことが適当である。

このことから、今回の基準設定に当たっては、環境省告示で示された業種その他の区分を、窒素については315区分、りんについては270区分にそれぞれ細分化し、C等の値を設定することが適当である。

② 基準設定の基本的考え方

- 新たな負荷量の増加となる、新・増設にかかるC等の値 (C_{Ni} 、 C_{Pi}) については、新たな処理装置の導入が可能であることから、原則としてC等の値の範囲の下限值を採用する。

ただし、汚水等の性状及び処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な業種にあつては、技術水準等を考慮してC等の値を設定する。

- 既設事業場に係るC等の値 (C_{No} 、 C_{Po}) については、これまでに指導を行ってきた指導要綱の水質管理値を踏まえつつ、現状の水質及び処理方法等を考慮して設定する。
- 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則としてC等の値の範囲の下限值を採用する。

ただし、類似の業種が存在する場合には、当該業種の実態を参考にC等の値を設定する。

③ 窒素及びりに係るC等の値（案）

第5次水質総量規制における知事が定めるC等の値については、窒素については別表2、りんについては別表3のとおりとすることが適当である。

窒素については負荷量が多い大規模事業場の排出量削減を中心に排出実態及び指導状況等を踏まえて基準の設定を行い、既設に係るC等の値については250区分、新・増設に係るC等の値については306区分で環境省告示の下限値を採用した。

りんについては排出実態及び指導状況を踏まえて基準の設定を行い、既設に係るC等の値については237区分、新・増設に係るC等の値については267区分で環境省告示の下限値を採用した。

4 おわりに

本審議会は、COD 及び窒素・りんに係る第5次総量削減計画及び総量規制基準に関して検討を行い、以上のとおり結果を取りまとめた。

これまで4次にわたる総量削減計画の推進を通じ、所期の COD に係る削減目標を達成し、大阪湾の水質改善が図られてきたところであるが、各般の取り組みにもかかわらず、近年は汚濁状況が横ばいに推移しており、早急な改善が求められている。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意しつつ、COD 及び新たに追加された窒素、りんの汚濁負荷量の削減に努める必要がある。

- 総量削減計画の目標達成に向け、府及び市町村が連携協力して、各般の施策の推進に全力をあげて取り組むこと。
- 生活排水処理施設の整備に当たっては、下水道整備を計画的に推進するとともに、下水道未整備地域における浄化槽の設置促進に努めること。
- 工場・事業場に対する指導に当たっては、窒素及びりんの発生源が広範多岐にわたることから、資金面、技術面、情報面等各般の支援措置をきめ細かく実施するとともに、排水処理技術の開発等について、国とも連携し取り組むこと。
- 大阪湾の汚濁状況に係る内部生産機構や外洋からの栄養塩類の流入等の水質汚濁メカニズムが十分解明されていないことに鑑み、科学的知見の集積に努めるとともに、必要な調査研究を国に要望していくこと。
- 府のような急激に都市化が進んだ地域にあっては、水質浄化能力の低下につながる平常時の河川流量の減少等水循環の問題が生じている。汚濁負荷の軽減を図るうえでは、健全な水循環の回復も重要な課題であることから、関係部局が連携して積極的に取り組んでいくこと。

別表1 CODに係るC等の値(案)

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
1	畜産業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。)	40	60	40	60	30	50	40	40	30	40	30	40	60	40	60	30	50	40	40	40	40	30	30	
2	畜産業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。)	70	120	70	100	60	90	70	70	60	60	60	70	120	70	100	60	90	70	70	70	70	60	60	
3	天然ガス製業	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	70	40	60	30	50	40	40	30	40	30	40	40	40	40	30	40	40	40	40	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	50	30	50	20	40	40	40	20	30	20	30	30	30	30	20	30	30	30	30	30	30	20	
7	平成8年9月1日前の特定施設 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	80	40	60	30	50	40	40	30	40	30	40	80	40	60	30	50	40	40	40	40	30	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	80	40	60	30	60	40	40	30	40	30	40	80	40	60	30	60	40	40	40	40	30	30	
9	寒天製造業	80	120	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	120	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	60	30	50	20	50	30	30	20	30	20	30	60	30	50	20	50	30	30	30	30	20	20	
11	水産練製品製造業	30	60	30	60	20	50	30	30	20	30	20	30	60	30	60	20	50	30	30	30	30	20	20	
11の備考	すり身製造工程	40	110	40	70	30	70	40	40	30	40	30	40	110	40	70	30	70	40	40	40	40	30	30	
12	冷凍水産物製造業	30	70	30	50	20	50	30	30	20	30	20	30	70	30	50	20	50	30	30	30	30	20	20	
12の備考	すり身製造工程	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	60	40	70	30	60	40	40	30	40	30	40	60	40	60	30	60	40	40	40	40	30	30	
13の備考	すり身製造工程	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	80	40	70	30	60	40	40	30	40	30	40	80	40	70	30	60	40	40	40	40	30	30	
14の備考	すり身製造工程	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
15の備考	イ	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
15の備考	ロ	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	100	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
16	野菜漬物製造業	40	80	40	70	30	60	40	40	30	40	30	40	80	40	70	30	60	40	40	40	40	30	30	
17	味噌製造業	70	100	70	90	30	80	70	70	30	70	30	70	100	70	90	30	80	70	70	70	70	30	30	
17の備考	平成8年9月1日前の特定施設	70	100	70	90	30	80	70	70	30	70	30	70	100	70	90	30	80	70	70	70	70	30	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業																								
18の備考	平成8年9月1日前の特定施設																								
19	化学調味料製造業	20	70	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	70	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	
20	ソース製造業	30	70	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	70	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	
21	食酢製造業	40	70	40	60	30	50	40	40	30	40	30	40	70	40	60	30	50	40	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	40	80	40	60	30	50	40	40	30	40	30	40	80	40	60	30	50	40	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	90	50	70	30	50	50	50	30	50	30	50	90	50	70	30	50	50	50	50	50	30	30	
24	小麦粉製造業	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	30	30	70	30	70	30	70	30	30	30	30	20	20	
25	パン製造業	30	80	30	80	20	40	40	40	20	30	20	30	80	30	80	20	40	40	40	40	30	20	20	
25の備考	平成8年9月1日前の特定施設																								
26	生菓子製造業	40	80	40	70	30	60	40	40	30	40	30	40	80	40	70	30	60	40	40	40	40	30	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	60	40	60	30	60	40	40	30	40	30	40	60	40	60	30	60	40	40	40	40	30	30	
28	米菓製造業	40	70	40	70	40	70	40	40	40	40	40	40	70	40	70	40	70	40	40	40	40	40	40	

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
29	ハチ・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	70	40	60	30	60	30	40	30	40	50	40	30	40	30	40	40	60	40	60	40	30	40	
	平成8年9月1日前の特定施設																								
30	植物油製造業	40	80	40	60	30	60	30	40	30	40	40	40	30	40	30	40	40	60	40	60	40	30	40	
31	動物油脂製造業	40	80	40	60	30	60	30	40	30	40	40	40	30	40	30	40	40	60	40	60	40	30	40	
32	食用油脂加工業	40	70	40	60	30	50	30	40	30	40	40	40	30	40	30	40	40	60	40	60	40	30	40	
33	ふくらし粉・イーストその他の酵母製造業	120	140	120	140	110	130	120	120	110	120	120	120	110	120	90	110	100	120	110	110	100	100	30	
34	穀類でんぷん製造業	50	80	50	80	40	80	40	50	40	50	50	40	30	40	30	40	50	80	40	80	50	40	40	
35	めん類製造業	30	30	30	70	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	70	30	50	30	30	30	
36	こうじ・麹こうじ・麦芽・もやし製造業	30	80	30	80	30	80	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	80	30	80	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	80	30	60	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	80	30	80	30	30	30	
38	あん類製造業	60	100	60	80	40	80	40	60	40	60	60	60	40	60	40	60	60	100	60	80	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	50	20	50	20	40	30	20	20	30	30	20	20	30	20	30	30	50	20	40	30	20	20	
40	そう(惣)豆製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	60	30	60	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	50	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	イ																							
		ロ																							
42	果実酒製造業	30	50	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	50	30	50	30	30	30	
43	ビール製造業	30	50	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	50	30	50	30	30	30	
44	清酒製造業	30	70	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	70	30	50	30	30	30	
45	蒸溜酒・醸成酒製造業	30	60	30	50	20	40	30	30	20	30	30	20	20	30	20	30	30	60	30	50	20	20	20	
	平成8年9月1日前の特定施設																								
46	インスタントコーヒー製造業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	70	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	70	20	40	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	90	20	60	20	60	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	90	20	60	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	70	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	70	20	40	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	50	20	40	20	40	20	30	20	20	30	20	20	30	20	20	20	50	20	40	20	20	20	
51	器械生糸製造業	30	60	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	
52	産絲生糸製造業	30	60	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	
53	生糸製造業	30	60	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)																								
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で羊毛工程に係るもの	80	110	80	100	70	90	80	80	70	80	80	80	70	80	110	80	100	80	110	70	90	80	70	
56	繊維工業で副産糸精練工程に係るもの	30	60	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	
57	繊維工業で副産糸精練工程に係るもの	90	110	90	110	90	110	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	110	90	110	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程のり抜き・撥染・撥染工程(以下加工)その他の染色整理工程に付帯する加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)に係るもの	40	60	40	60	30	60	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	40	60	40	60	40	40	30	
	平成8年9月1日前の特定施設																								
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ																							
		ロ																							
		80	120	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	120	80	100	80	80	80	
		80	120	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	120	80	100	80	80	80	

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	120	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110
60の備考	精練漂白工程																								
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	100	50	90	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	100	50	80	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	120	90	120	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110	90	110
	平成9年9月1日前的特定施設																								
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90	70	90
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	90	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	70	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60	40	60
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	100	30	70	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50	30	50
69	一般製材業	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70
70	木材チップ製造業	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70
71	合板製造業	30	90	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70	30	70
71の備考	接着機洗浄水を循環するもの	10	90	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70
72の備考	接着機洗浄水を循環するもの	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70	10	70
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70
74	除粒製造業	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70	40	70
75	木材製品処理業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	100	70	100	60	90	80	70	60	90	80	70	60	90	80	70	60	90	80	70	60	90	80	70
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70	50	70
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でセミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	170	130	170	130	170	140	130	170	140	130	170	140	130	170	140	130	170	140	130	170	140	130	170
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしグランドパルプ製造工程を含む。又はさらしセミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。))に係るもの	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
82	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトハルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトハルプ製造工程を含む。)に係るもの	70	100	70	100	70	90	70	70	70	70	70	70	100	70	100	60	80	70	70	70	70	70	70	70
82の備考	精製工程におけるドラム型洗浄機を使用しているもの	80	100	70	100	70	90	80	70	70	70	70	70	100	70	100	60	80	80	80	80	80	80	80	80
83	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするハルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	80	60	80	60	70	60	60	60	60	60	60	80	60	80	50	60	60	60	60	60	60	60	60
84	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし、脱インク又は漂白を行うハルプ製造工程(前工程の離解行程を含む。)に係るもの	90	130	90	110	80	100	90	90	80	80	80	90	130	90	110	80	100	90	90	90	90	90	90	80
85	平成9年9月1日前の特定施設 ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするハルプ製造工程に係るもの	120	140	120	140	70	90	120	120	70	70	100	120	120	100	120	70	90	100	100	100	100	100	100	70
86	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトハルプ、リファイナードハルプ又はサーモメカニカルハルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラフトハルプ、リファイナードハルプ又はサーモメカニカルハルプ製造工程を有するもの)に係るもの	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60	80	60	80	40	60	60	60	60	60	60	60	60
87	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	50	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	50	20	40	30	30	30	30	30	30	20
88	ハルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	60	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	60	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	40
89	機械すき紙製造業	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60
89の備考	ハルプ製造工程を有するもの	60	110	60	90	60	90	60	60	60	60	60	60	110	60	110	60	80	60	60	60	60	60	60	60
90	手すき紙製造業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20
91	塗工紙製造業	40	60	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	40	40	40
92	段ボール製造業	70	90	70	90	70	90	70	70	70	70	70	70	90	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70
93	重包装紙袋製造業	40	60	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	40	40	40
94	セロファン製造業	40	70	40	70	40	70	40	40	40	40	40	40	70	40	70	40	40	40	40	40	40	40	40	40
95	乾式法による繊維板製造業	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	80	80	100	80	100	80	80	80	80	80	80	80	80	80
96	繊維板製造業(前項までに掲げるものを除く。)	30	50	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30
97	ハルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	70	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50
98	新聞業	50	80	50	80	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50
99	出版業	50	80	50	80	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50
100	印刷業	50	80	50	80	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50
101	製紙業	50	80	50	80	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	30	90	30	90	30	60	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30
103	複合肥料製造業	30	90	30	90	30	60	30	30	30	30	30	30	60	30	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20
105	ソーダ工業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20
106	電炉工業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20
107	無機原料製造業	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20
107の備考	黄鉛製造工程を有するもの	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60	60	60	60

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(※)					
		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
108		20	40	20	40	20	40	30	20	20	20	20	40	20	40	20	40	30	20	20	20	40	20	20	
108の備考(1)	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	90	70	90	60	80	70	70	60	60	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	60
108の備考(2)	ハイドロサルファイト製造工程	70	90	70	90	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
108の備考(3)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程	50	70	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	90	60	90	50	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	平成8年9月1日前の特定施設					60	80					60	80												50
109の備考(2)	黄燐透導品含有排水を排出する工程	210	540	210	290	210	290	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	190
109の備考(3)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	150	100	120	100	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	80
109の備考(4)	エピクロヒドリン製造工程	150	170	150	170	150	170	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	130	50	110	40	60	50	50	40	40	50	50	40	50	50	40	50	50	50	50	50	50	50	70
	平成8年9月1日前の特定施設					50	70					50	70												50
110の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程	190	350	190	250	190	250	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	50	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20
111の備考(1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	90	70	90	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
111の備考(2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程	50	70	50	70	50	70	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	60	40	60	40	60	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
112の備考(1)	乳比重法による合成ゴム製造工程	70	90	70	90	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	50
112の備考(2)	クロロブレンゴム製造工程	140	160	140	160	140	160	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	130
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	90	50	90	50	90	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
113の備考(1)	有機ゴム製品製造工程	280	300	280	300	280	300	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	260
113の備考(2)	有機薬原体製造工程	180	240	180	220	180	220	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	160
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	90	60	70	50	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	平成8年9月1日前の特定施設					60	70					60	70												60
115	脂肪族系中間物製造業	60	90	60	90	50	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	平成8年9月1日前の特定施設					60	80					60	80												60
115の備考(2)	黄燐透導品含有排水を排出する工程	210	540	210	290	210	290	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	190
115の備考(3)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	150	100	120	100	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	80
115の備考(4)	エピクロヒドリン製造工程	150	170	150	170	150	170	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	130
116	メタン誘導品製造業	30	50	30	50	20	40	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20
117	発酵工業	120	140	120	140	120	140	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	110
118	アルコール製品製造業	140	170	140	170	140	170	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	120
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	130	50	110	40	60	100	50	40	40	50	50	40	50	50	40	50	50	50	50	50	50	50	30
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	130	50	110	40	60	100	50	40	40	50	50	40	50	50	40	50	50	50	50	50	50	50	30
	平成8年9月1日前の特定施設					50	70					50	70												50

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		Co	Ci	Cj	上限	下限	上限	Co	Ci	Cj	上限	下限	上限	Co	Ci	Cj	上限	下限	上限	Co	Ci	Cj	上限	下限	上限
119の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程	190	350	190	250	190	190	190	190	190	250	190	190	190	250	190	190	190	190	190	190	250	190	190	
120	プラスチック製造業	30	50	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	40	30	30	
120の備考(1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	90	70	90	70	70	70	70	90	70	70	70	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
120の備考(2)	硝酸セルロース又は硝酸セルロースの製造工程	60	80	60	80	60	60	60	60	80	60	60	60	60	80	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
121	合成ゴム製造業	40	60	40	60	40	40	40	40	60	40	40	40	40	60	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
121の備考(1)	乳化石法による合成ゴム製造工程	70	90	70	90	70	70	70	70	90	70	70	70	70	90	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
121の備考(2)	クロロブレンゴム製造工程	140	160	140	160	140	140	140	140	160	140	140	140	140	160	140	140	140	140	140	140	150	140	140	
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	90	50	90	50	50	50	50	90	50	50	50	50	90	50	50	50	50	50	50	80	50	50	
122の備考(1)	有機ゴム製品製造工程	280	320	280	300	280	280	280	280	300	280	280	280	280	300	280	280	280	280	280	280	270	280	270	
122の備考(2)	有機繊維原料製造工程	180	240	180	220	180	180	180	180	220	180	180	180	180	240	180	180	180	180	180	180	190	180	180	
123	レーヨン・アセチン製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	60	40	60	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	40	30	30	
124	平成8年9月1日前の特定施設									40	60											40	60		
124	レーヨン・アセチン製造業のうちアセチンの製造に係るもの	30	50	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	30	
125	合成繊維製造業	30	60	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	40	30	30	
125の備考	アクリル系繊維製造工程	60	80	60	80	60	60	60	60	80	60	60	60	60	80	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	60	40	60	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	30	
127	平成8年9月1日前の特定施設									40	60											40	60		
127	石けん・合成洗剤製造業	10	40	10	30	10	10	10	10	30	10	10	10	10	30	10	10	10	10	10	10	30	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	100	40	80	40	40	40	40	80	40	40	40	40	100	40	40	40	40	40	40	80	40	40	
129	塗料製造業	40	100	40	60	40	40	40	40	60	40	40	40	40	100	40	40	40	40	40	40	60	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	60	40	60	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	30	
131	医薬品原料・製剤製造業	70	100	70	90	60	60	60	60	90	60	60	60	60	90	60	60	60	60	60	60	90	60	60	
131	平成8年9月1日前の特定施設									70	90											70	90		
132	医薬品製剤製造業	30	80	30	80	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	30	
132	平成8年9月1日前の特定施設									30	60											30	60		
133	生物学的製剤製造業	30	50	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30	30	50	30	30	
134	生薬製造業	20	40	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	80	60	80	50	50	50	50	70	50	50	50	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	50	
136	火薬製造業	20	40	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
136の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程	60	80	60	80	50	50	50	50	70	50	50	50	50	70	50	50	50	50	50	50	70	50	50	
137	農薬製造業	30	50	30	50	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
138	合成香料製造業	120	160	120	150	120	120	120	120	140	120	120	120	120	140	120	120	120	120	120	120	130	120	120	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	50	30	50	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
140	化粧品・歯粉・その他の化粧品調製製造業	30	50	30	50	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
141	にかわ製造業	100	120	100	120	80	80	80	80	100	80	80	80	80	100	80	80	80	80	80	80	100	80	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	40	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	40	20	20	20	20	20	20	40	20	20	
142の備考	にかわ製造工程	100	120	100	120	100	100	100	100	120	100	100	100	100	120	100	100	100	100	100	100	120	100	100	

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)												
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)						
		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		C _o		C _i		C _j		
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
143																										
144																										
145																										
146																										
147																										
148																										
148の備考																										
149																										
150																										
151																										
152																										
153																										
154																										
155																										
156																										
157																										
158																										
159																										
160																										
161																										
162																										
163																										
164																										
165																										
166																										
167																										
168																										
169																										
170																										
171																										
172																										
173																										
173の備考																										
174																										
175																										
176																										

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)												
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)						
		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		Co		Ci		Cj		
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
177	転戸(単独転戸を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
181	冷間ロール成型製鋼製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
182	鋼管製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
183	伸鉄業	10	30	10	30	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	
184	磨練鋼製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
185	引抜鋼管製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
186	伸線業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
187	ブリキ製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
188	亜鉛鉄板製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
189	めっき鋼管製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
190	めっき線鋼線製造業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
192	銀鋼製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
193	鋳工品製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
194	鋳鋼製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
195	鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
196	鋳鉄管製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
198	鉄粉製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
200	非鉄金属製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
201	電気めっき業	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	40	80	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
203	一般機械器具製造業	イ	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
		ロ	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
204	プリント配線基板製造業	イ	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
		ロ	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
206	輸送用機械器具製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
207	精密機械器具製造業	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30	
208	ガス製造工場	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
208の備考	石炭ガス製造工程	90	110	90	110	70	90	90	110	90	110	70	90	90	110	90	110	70	90	90	110	90	110	70	90	
209	下水道業	20	60	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	
209の備考(1)	活性汚泥法又は標準散水ろ床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの	10	60	10	40	10	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)												COD(5次)											
		国の範囲						C等の値						国の範囲						C等の値(案)					
		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
209の備考(2)	別に知事が定める事業場	20	60	20	40	20	40	30	30	30	40	20	60	20	40	20	40	25	25	25	25	25	25		
210	空瓶回収業	30	50	20	40	20	40	30	20	20	20	30	50	20	40	20	40	30	20	30	20	20	20		
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	50	30	50	20	40	30	30	20	20	30	50	30	50	20	40	30	30	30	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	80	40	70	30	60	50	40	30	30	50	80	40	70	30	60	50	40	50	40	40	30		
213	飲食店	50	70	40	60	30	50	50	40	30	30	50	70	40	60	30	50	50	40	50	40	40	30		
214	旅館	50	70	40	60	30	50	50	40	30	30	50	70	40	60	30	50	50	40	50	40	40	30		
215	リネンサプライ業	イ	40	80	40	70	30	50	40	30	30	40	80	40	70	30	50	50	40	50	40	40	30		
		ロ	40	80	40	70	30	50	40	30	30	40	80	40	70	30	50	50	40	50	40	40	30		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	イ	40	80	40	70	30	50	40	30	30	40	80	40	70	30	50	50	40	50	40	40	30		
		ロ	40	80	40	70	30	50	40	30	30	40	80	40	70	30	50	50	40	50	40	40	30		
217	商業写真業	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60		
218	写真業(前項に掲げるものを除く。)	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	80	60	80	60	80	60	60	60	60	60	60		
219	自動車整備業	20	40	20	40	20	40	30	20	20	20	20	40	20	40	20	40	30	20	30	20	20	20		
220	病院	30	60	30	50	30	50	40	30	30	30	30	60	30	50	30	50	35	30	30	30	30	30		
221(1)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、5,001人以上のものに限る。)	30	70	30	60	30	50	30	30	30	30	30	70	30	60	30	50	30	30	30	30	30	30		
221(1)の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	10	40	10	40	10	40	20	20	20	20	10	40	10	40	10	40	20	20	20	20	20	20		
221(1)の備考(2)	単独処理浄化槽	30	70	30	60	30	50	40	30	30	30	30	70	30	60	30	50	40	30	40	30	30	30		
221(2)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、5,000人以下501人以上のものに限る。)	40	70	30	60	30	50	40	30	30	30	40	70	30	60	30	50	40	30	40	30	30	30		
221(2)の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	10	40	10	40	10	40	20	20	20	20	10	40	10	40	10	40	20	20	20	20	20	20		
221(2)の備考(2)	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	40		
222	単独処理浄化槽	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	40		
222の備考	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	80	40	80	30	50	40	40	40	40	40	40		
223(1)	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの及び日平均排水量が3,000m ³ 未満の事業場を除く。)	40	70	30	50	30	40	40	30	30	30	40	70	30	50	30	40	40	30	40	30	30	30		
223(1)の備考(1)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法によりし尿を処理するもの	10	50	10	50	10	50	30	20	20	20	10	50	10	50	10	50	30	20	20	20	20	20		
223(1)の備考(2)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの	40	70	40	60	30	50	40	40	40	40	40	70	40	60	30	50	40	40	40	40	40	40		
223(2)	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの及び日平均排水量が3,000m ³ 以上の事業場を除く。)	50	70	30	50	30	40	40	30	30	30	50	70	30	50	30	40	40	30	40	30	30	30		

業種区分	業種その他の区分の名称	COD(4次)										COD(5次)														
		国の範囲					C等の値					国の範囲					C等の値(案)									
		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j		C ₀		C _i		C _j		
		下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
223(2)の備考(1)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に汚染処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	10	50	10	50	10	50	10	50	30	20	20	10	50	10	40	30	20	10	50	10	40	30	20	10	
223(2)の備考(2)	昭和52年6月30日以前に設置されたもの	40	70	40	60	30	50	30	40	50	40	30	40	60	20	40	50	40	30	40	60	20	40	50	40	
224	ごみ処理業	30	70	30	50	30	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
225	廃油処理業	20	40	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	50	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
227	死亡獣畜取扱業	40	80	40	70	40	70	40	70	60	40	40	40	80	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
228	と畜業	40	80	40	70	40	70	40	70	60	40	40	40	80	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
229	中央卸売市場	20	50	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
230	地方卸売市場	20	50	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	20	50	20	40	20	40	20	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
232	1の項から前項までに分類されないもの	10	120	10	90	10	90	10	90	30	30	30	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(1) 食料品製造業	10	120	10	90	10	90	10	90	30	30	30	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(2) 家具・装備品製造業	10	120	10	90	10	90	10	90	30	30	30	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(3) 窯業・土石製品製造業	10	120	10	90	10	90	10	90	20	10	10	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(4) その他の製造業	10	120	10	90	10	90	10	90	20	10	10	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	10	120	10	90	10	90	10	90	20	20	20	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(6) 上水道業及び工業用水道業	10	120	10	90	10	90	10	90	20	20	20	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(7) ドラムかん洗浄業	10	120	10	90	10	90	10	90	40	20	20	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(8) 共同処理場	10	120	10	90	10	90	10	90	20	20	20	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(9) 指定地域内事業場のし尿又は糞尿(221及び222の項に係るものを除く。)	10	120	10	90	10	90	10	90	60	30	30	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
	(10) (1)から(9)までに分類されないもの	10	120	10	90	10	90	10	90	40	20	20	10	120	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90

注1)イ:日平均排水量400m³未満の事業場、ロ:日平均排水量400m³以上の事業場
注2):第5次総量規制のC値の欄において網掛けされている数値は、第4次総量規制よりも強化されたものである。
注3):業種その他の区分209における別に知事が定める事業場

- ・大阪市此花下水処理場
- ・大阪市十八条下水処理場
- ・堺市三室下水処理場
- ・泉大津市汐見下水処理場

別表2 窒素に係るC等の値(案)

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
1	畜産農業(日平均排水量1000m3以上の事業場の場合に限る。)	60	200	60	70	60	60
2	畜産農業(日平均排水量1000m3未満の事業場の場合に限る。)	60	200	60	70	60	60
3	天然ガス鉱業	60	150	60	70	60	60
4	非金属鉱業	25	35	15	30	25	15
5	肉製品製造業	30	60	10	35	35	10
6	乳製品製造業	20	30	10	25	20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	40	10	35	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	30	10	25	20	10
9	寒天製造業	20	30	10	25	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	30	10	25	20	10
11	水産練製品製造業	45	55	10	50	45	10
12	冷凍水産物製造業	45	55	10	50	45	10
13	冷凍水産食品製造業	45	55	10	50	45	10
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	45	55	10	50	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	30	10	25	30	10
16	野菜漬物製造業	20	30	10	25	20	10
17	味噌製造業	20	30	10	25	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	145	10	50	45	10
19	化学調味料製造業	20	30	10	25	20	10
20	ソース製造業	20	30	10	25	20	10
21	食酢製造業	20	30	10	25	20	10
22	砂糖精製業	20	30	10	25	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	145	10	25	20	10
24	小麦粉製造業	20	30	10	25	20	10
25	パン製造業	20	30	10	25	20	10
26	生菓子製造業	20	30	10	25	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	30	10	25	20	10
28	米菓製造業	20	30	10	25	20	10
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
30	植物油脂製造業	20	30	10	25	20	10
31	動物油脂製造業	20	30	10	25	20	10
32	食用油脂加工業	20	30	10	25	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	30	10	25	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	30	10	25	20	10
35	めん類製造業	20	30	10	25	20	10
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	20	30	10	25	20	10
37	豆腐・油揚製造業	30	40	10	35	30	10
38	あん類製造業	20	30	10	25	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	40	10	35	30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	30	10	25	20	10
41	清涼飲料製造業	20	30	10	25	20	10
42	果実酒製造業	20	30	10	25	20	10
43	ビール製造業	20	30	10	25	20	10
44	清酒製造業	20	30	10	25	20	10
45	蒸溜酒・混成酒製造業	20	30	10	25	20	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	30	10	25	20	10
47	配合飼料製造業	20	30	10	25	20	10
48	単体飼料製造業	20	30	10	25	20	10
49	有機質肥料製造業	20	30	10	25	20	10
50	たばこ製造業	20	30	10	25	20	10
51	器械生糸製造業	20	30	10	25	20	10

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
52	座繰生糸製造業	20	30	10	25	20	10
53	玉糸製造業	20	30	10	25	20	10
54	生糸製造業 (51の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
55	繊維工業 (51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	20	30	10	25	25	10
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	20	40	10	30	25	10
59の備考	綿織物捺染工程	60	150	10	60	60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	25	10
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	40	10	30	25	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	25	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	25	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	30	10	25	30	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	30	10	25	30	10
68	繊維工業 (55の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
69	一般製材業	20	30	10	25	20	10
70	木材チップ製造業	20	30	10	25	20	10
71	合板製造業	20	30	10	25	20	10
72	パーティクルボード製造業 (次項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	30	10
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
74	床柱製造業	20	30	10	25	20	10
75	木材薬品処理業	20	30	10	25	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程 (前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	20	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程 (前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	20	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解行程を含む。)に係るもの	20	30	10	25	20	10

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	30	10	25	20	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
89	機械すき和紙製造業	20	30	10	25	20	10
90	手すき和紙製造業	20	30	10	25	20	10
91	塗工紙製造業	20	30	10	25	20	10
92	段ボール製造業	20	30	10	25	20	10
93	重包装紙袋製造業	20	30	10	25	20	10
94	セロファン製造業	20	30	10	25	20	10
95	乾式法による繊維板製造業	20	30	10	25	20	10
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
98	新聞業	20	30	10	25	20	10
99	出版業	20	30	10	25	20	10
100	印刷業	20	30	10	25	30	10
101	製版業	20	30	10	25	20	10
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	165	10	70	15	10
102の備考(1)	アンモニア製造工程	40	165	30	70	150	30
102の備考(2)	アンモニア誘導品製造工程	200	650	200	650	200	200
102の備考(3)	尿素製造工程	1500	6000	1500	6000	1500	1500
103	複合肥料製造業	15	60	10	60	15	10
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	60	10	60	15	10
105	ソーダ工業	15	25	10	25	20	10
106	電炉工業	15	25	10	25	15	10
107	無機顔料製造業	50	160	40	60	60	40
107の備考	黄鉛顔料製造工程	50	1000	40	1000	700	40
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	160	40	60	50	40
108の備考(1)	バナジウム化合物製造工程	50	6000	40	6000	5300	40
108の備考(2)	酸化コバルト製造工程	50	880	40	880	50	40
108の備考(3)	モリブデン化合物製造工程	50	6000	40	6000	50	40
108の備考(4)	イットリウム酸化物製造工程	50	1200	40	1200	50	40
108の備考(5)	酸化銀製造工程	50	1500	40	300	50	40
108の備考(6)	酸化ジルコニウム製造工程	50	400	40	300	50	40
108の備考(7)	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	160	40	60	100	40
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	80	10	35	15	10
109の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	240	40	55	50	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	80	10	35	15	10
110の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	300	50	120	60	50
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	60	10	30	15	10
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	80	10	35	15	10
112の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	240	40	55	50	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	80	10	35	15	10
113の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	20	85	15	35	20	15

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項に掲げるものを除く。)	15	60	10	30	15	10
115	脂肪族系中間物製造業	15	80	10	35	30	10
115の備考(1)	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	240	40	55	60	40
115の備考(2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程	500	5000	500	5000	2750	500
116	メタン誘導品製造業	15	60	10	30	60	10
117	発酵工業	15	60	10	30	15	10
118	コーラル製品製造業	1000	1300	1000	1300	1000	1000
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	80	10	35	15	10
119の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	300	50	120	60	50
120	プラスチック製造業	15	60	10	30	15	10
120の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	240	40	55	50	40
121	合成ゴム製造業	15	80	10	35	15	10
121の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	240	40	55	50	40
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	80	10	35	60	10
122の備考(1)	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	20	85	15	35	20	15
122の備考(2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程	20	1400	15	1400	20	15
122の備考(3)	メラミン製造工程	1500	6000	1500	6000	1500	1500
122の備考(4)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	15	1000	10	35	20	10
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	30	10	20	15	10
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	30	10	20	15	10
125	合成繊維製造業	15	30	10	20	15	10
125の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	240	40	55	50	40
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	55	10	30	15	10
127	石けん・合成洗剤製造業	15	55	10	30	15	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	55	10	30	55	10
129	塗料製造業	15	55	10	30	30	10
130	印刷インキ製造業	15	55	10	30	30	10
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	75	10	40	15	10
131の備考	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	25	145	20	40	25	20
132	医薬品製剤製造業	15	25	10	20	20	10
133	生物学的製剤製造業	15	25	10	20	15	10
134	生薬製造業	15	25	10	20	15	10
135	動物用医薬品製造業	15	25	10	20	15	10
136	火薬類製造業	15	90	10	30	15	10
137	農薬製造業	15	90	10	30	15	10
138	合成香料製造業	15	90	10	30	15	10
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	90	10	30	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	15	90	10	30	15	10
141	にかわ製造業	15	90	10	30	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	120	10	30	15	10
143	写真感光材料製造業	15	90	10	30	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	90	10	30	15	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	90	10	30	15	10
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	90	10	30	35	10
147	石油精製業	20	30	10	25	20	10
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
149	コークス製造業	600	1000	400	800	600	400
150	石油コークス製造業	20	30	10	25	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	30	10	25	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	30	10	25	20	10
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
154	なめしかわ製造業	20	75	10	75	20	10

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
155	毛皮製造業	20	75	10	75	20	10
156	板ガラス製造業	20	30	10	25	20	10
157	板ガラス加工業	20	30	10	25	20	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	30	10	25	20	10
159	ガラス容器製造業	20	30	10	25	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	30	10	25	20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	30	10	25	20	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	20	30	10	25	20	10
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	40	10	30	20	10
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
165	生コンクリート製造業	20	30	10	25	20	10
166	コンクリート製品製造業	20	30	10	25	20	10
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	20	10
168	黒鉛電極製造業	20	30	10	25	20	10
169	砕石製造業	20	30	10	25	20	10
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	30	10	25	20	10
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	20	30	10	25	20	10
172	うわ菜製造業	20	30	10	25	20	10
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	15	55	10	30	15	10
173の備考(1)	コークス製造工程	600	1000	400	800	950	400
173の備考(2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	130	40	60	55	40
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	55	10	30	15	10
174の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
175	フェアラロイ製造業	15	55	10	30	15	10
175の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
176の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	15	55	10	30	15	10
177の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	130	40	60	55	40
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	15	55	10	30	15	10
178の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	130	40	60	55	40
179	熱間圧延(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
179の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	130	40	60	55	40
180	冷間圧延(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
180の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	130	40	60	60	40
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	55	10	30	15	10
181の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
182	鋼管製造業	15	55	10	30	15	10
182の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
183	伸鉄業	15	55	10	30	15	10
183の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
184	磨棒鋼製造業	15	55	10	30	25	10
184の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
185	引抜鋼管製造業	15	55	10	30	15	10
185の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
186	伸線業	15	55	10	30	15	10
186の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
187	ブリキ製造業	15	55	10	30	15	10
187の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
188	亜鉛鉄板製造業	15	55	10	30	15	10
188の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
189	めっき鋼管製造業	15	55	10	30	15	10
189の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
190	めっき鉄鋼線製造業	15	55	10	30	15	10
190の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
191の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
192	鍛鋼製造業	15	55	10	30	15	10
192の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
193	鍛工品製造業	15	55	10	30	15	10
193の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
194	鋳鋼製造業	15	55	10	30	15	10
194の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
195の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
196	鋳鉄管製造業	15	55	10	30	15	10
196の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	60	40
197	可鍛鋳鉄製造業	15	55	10	30	15	10
197の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
198	鉄粉製造業	15	55	10	30	15	10
198の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	55	10	30	15	10
199の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60	55	40
200	非鉄金属製造業	20	70	10	60	20	10
200の備考	核燃料製造工程	60	70	50	65	60	50
201	電気めっき業	20	40	10	35	20	10
201の備考	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	60	200	50	120	60	50
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	40	10	35	40	10
202の備考(1)	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	60	70	50	65	60	50
202の備考(2)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	60	120	50	120	60	50
203	一般機械器具製造業	20	35	10	25	20	10
203の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	20	65	10	25	60	10
204	プリント配線基板製造業	20	30	10	25	30	10
204の備考	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	20	80	10	25	60	10
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	30	10	25	30	10
205の備考(1)	民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	30	60	20	35	30	20
205の備考(2)	半導体素子製造工程	30	60	20	35	30	20
206	輸送用機械器具製造業	20	30	10	25	20	10
206の備考	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	25	60	20	30	25	20
207	精密機械器具製造業	20	30	10	25	20	10
207の備考	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)	30	60	10	35	30	10
208	ガス製造工場	20	30	10	25	20	10
209	下水道業	10	40	10	40	25	10
209の備考(1)	活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	10	20	10	20	15	10
209の備考(2)	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの	10	60	10	60	30	10
210	空瓶卸売業	25	35	15	30	25	15
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	25	35	15	30	25	15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	35	15	30	25	15
213	飲食店	25	60	15	45	25	20

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)		
		既設		新設		既設	新設	
		下限	上限	下限	上限			
214	旅館	25	60	15	45	30	20	
215	リネンサプライ業	25	35	15	30	25	15	
216	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	25	35	15	30	25	15	
217	商業写真業	25	35	15	30	25	15	
218	写真業 (前項に掲げるものを除く。)	25	35	15	30	25	15	
219	自動車整備業	25	35	15	30	25	15	
220	病院	25	60	15	45	35	20	
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、501人以上のものに限る。)	イ	20	60	10	40	50	20
		ロ					30	15
		ハ					30	10
221の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	30	10	30	20	10	
221の備考(2)	単独処理浄化槽	20	60	10	40	60	20	
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、500人以下201人以上のものに限る。)	20	60	10	50	50	20	
222の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	40	10	40	20	20	
222の備考(2)	単独処理浄化槽	20	60	10	50	60	20	
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	20	60	10	40	40	10	
223の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	50	10	30	20	10	
224	ごみ処理業	25	35	15	30	25	15	
225	廃油処理業	25	35	15	30	25	15	
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	40	50	20	45	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	35	15	30	25	15	
228	と畜場	25	60	15	30	25	15	
229	中央卸売市場	25	35	15	30	25	15	
230	地方卸売市場	25	35	15	30	25	15	
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	35	15	30	35	15	
232	(1) 食料品製造業	10	60	10	60	60	10	
	(2) 家具・装備品製造業	10	60	10	60	10	10	
	(3) 窯業・土石製品製造業	10	60	10	60	10	10	
	(4) その他の製造業	10	60	10	60	10	10	
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	10	60	10	60	25	10	
	(6) 上水道業及び工業用水道業	10	60	10	60	10	10	
	(7) ドラムかん洗浄業	10	60	10	60	10	10	
	(8) 共同処理場	10	60	10	60	15	10	
	(9) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (221及び222の項に係るものを除く)	10	60	10	60	50	10	
	(10) (1)から(9)までに分類されないもの	10	60	10	60	60	10	

注) イ: 日平均排水量200m3未満の事業場
ロ: 日平均排水量200m3以上500m3未満の事業場
ハ: 日平均排水量500m3以上の事業場

別表3 りんに係るC等の値(案)

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
1	畜産農業(日平均排水量1000m3以上の事業場の場合に限る。)	8	40	8	9	8	8
2	畜産農業(日平均排水量1000m3未満の事業場の場合に限る。)	8	40	8	9	8	8
3	天然ガス鉱業	3	4	2	3.5	3	2
4	非金属鉱業	4	5	2	3.5	4	2
5	肉製品製造業	ハ				6	1
		ニ	4	16	1	8	2
6	乳製品製造業	ハ				5	1
		ニ	5	16	1	8	2
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	8	16	1	8.5	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
9	寒天製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	7.5	1.5	5.5	6	1.5
11	水産練製品製造業	3	12	1.5	8	3	1.5
12	冷凍水産物製造業	3	12	1.5	8	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業	4	12	1	8	4	1
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	12	1.5	8	6	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	12	1.5	5.5	6	1.5
16	野菜漬物製造業	3	7.5	1.5	5.5	6	1.5
17	味噌製造業	4	7.5	1.5	5.5	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	9	1.5	8.5	8	1.5
19	化学調味料製造業	3	8	1.5	6	3	1.5
20	ソース製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
21	食酢製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
22	砂糖精製業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
24	小麦粉製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
25	パン製造業	ハ				6	1.5
		ニ	3	7.5	1.5	5.5	2
26	生菓子製造業	ハ				6	1
		ニ	6	7.5	1	6.5	2
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
28	米菓製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
30	植物油脂製造業	4	7.5	1.5	5.5	4	1.5
30の備考(1)	燐又はその化合物を脱ガム剤として使用するもの	4	8	1.5	5.5	4	1.5
30の備考(2)	米糠を原料として使用するもの	4	20	1.5	5.5	4	1.5
31	動物油脂製造業	2	7.5	1	5.5	2	1
32	食用油脂加工業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
34	穀類でんぷん製造業	3	10	1.5	8	3	1.5
35	めん類製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5
37	豆腐・油揚げ製造業	5	7.5	1	5.5	5	1
38	あん類製造業	5	12	1	8	5	1
39	冷凍調理食品製造業	8	9	1	8.5	8	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	7.5	1.5	5.5	4	1.5

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
41	清涼飲料製造業	3	8	1.5	3.5	3	1.5
42	果実酒製造業	3	4	1.5	3.5	3	1.5
43	ビール製造業	3	4	1.5	3.5	3	1.5
44	清酒製造業	3	4	1.5	3.5	3	1.5
45	蒸溜酒・混成酒製造業	3	4	1.5	3.5	3	1.5
46	インスタントコーヒー製造業	3	4	1.5	3.5	3	1.5
47	配合飼料製造業	2	3.5	1	3	2	1
48	単体飼料製造業	2	3.5	1	3	2	1
49	有機質肥料製造業	2	3.5	1	3	2	1
50	たばこ製造業	2	3.5	1	3	2	1
51	器械生糸製造業	2	6.5	1	4.5	2	1
52	座繰生糸製造業	2	6.5	1	4.5	2	1
53	玉糸製造業	2	6.5	1	4.5	2	1
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	6.5	1	4.5	2	1
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。))に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	6.5	1	4.5	4	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	2	6.5	1	4.5	2.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	2	10	1	4.5	4	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	2.5	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	6.5	1	4.5	3.5	1
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	6.5	1	4.5	2	1
69	一般製材業	2	3	1	2.5	2	1
70	木材チップ製造業	2	3	1	2.5	2	1
71	合板製造業	2	3	1	2.5	2	1
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
74	床柱製造業	2	3	1	2.5	2	1
75	木材薬品処理業	2	3	1	2.5	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)(又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。))に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)(に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解行程を含む。)(に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)(に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
89	機械すき和紙製造業	2	3	1	2.5	2	1
90	手すき和紙製造業	2	3	1	2.5	2	1
91	塗工紙製造業	2	3	1	2.5	2	1
92	段ボール製造業	2	3	1	2.5	2	1
93	重包装紙袋製造業	2	3	1	2.5	2	1
94	セロファン製造業	2	3	1	2.5	2	1
95	乾式法による繊維板製造業	2	3	1	2.5	2	1
96	繊維板製造業(前項までに掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
98	新聞業	2	4.5	1	3.5	2	1
99	出版業	2	4.5	1	3.5	2	1
100	印刷業	2	4.5	1	3.5	2	1
101	製版業	2	4.5	1	3.5	2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	50.5	1	50.5	2	1
103	複合肥料製造業	2	50.5	1	50.5	2	1
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	50.5	1	50.5	2	1
105	ソーダ工業	2	4	1	2.5	2	1
106	電炉工業	2	4	1	2.5	2	1
107	無機顔料製造業	2	4	1	2.5	4	1
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	5	1	2.5	2	1
108の備考	燐及び燐化合物製造工程	2	40	1	8	2	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	5	1	3.5	2	1
109の備考	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	6.5	24	4	8	6.5	4
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	5	1	3	2	1
110の備考	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	6.5	24	4	8	6.5	4

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	5	1	3	2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	5	1	3	2	1
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製工程を除く。)に係るもの	2	5	1	3	2	1
113の備考	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	6.5	24	4	8	6.5	4
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	5	1	3	2	1
115	脂肪族系中間物製造業	2	5	1	3.5	2	1
115の備考	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	6.5	24	4	8	6.5	4
116	メタン誘導品製造業	2	5	1	3	2	1
117	発酵工業	2	5	1	3	2	1
118	コールタール製品製造業	2	5	1	3	2	1
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	5	1	3	2	1
119の備考	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	6.5	24	4	8	6.5	4
120	プラスチック製造業	2	5	1	3	2	1
121	合成ゴム製造業	2	5	1	3	2	1
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	5	1	3	2	1
122の備考	有機燐系農薬原体製造工程	2	60	1	3	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
125	合成繊維製造業	2	3	1	2.5	2	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	3	1	2.5	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業	2	3	1	2.5	2	1
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
129	塗料製造業	2	3	1	2.5	2	1
130	印刷インキ製造業	2	3	1	2.5	2	1
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	6	1	5	4	1
131の備考	医薬品原薬製造工程(燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	4	8	1	5	4	1
132	医薬品製剤製造業	2	5	1	2.5	2	1
133	生物学的製剤製造業	2	5	1	2.5	2	1
134	生薬製造業	2	5	1	2.5	2	1
135	動物用医薬品製造業	2	5	1	2.5	2	1
136	火薬類製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
137	農薬製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
138	合成香料製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	5.5	1	2.5	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
141	にかわ製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	5.5	1	2.5	2	1
143	写真感光材料製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
145	イオン交換樹脂製造業	2	5.5	1	2.5	2	1
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	5.5	1	2.5	2	1
147	石油精製業	2	3	1	2.5	2	1
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
149	コークス製造業	2	3	1	2.5	2	1
150	石油コークス製造業	2	3	1	2.5	2	1

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	3	1	2.5	2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	3	1	2.5	2	1
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
154	なめしかわ製造業	2	14.5	1	14.5	3.5	1
155	毛皮製造業	2	14.5	1	14.5	2	1
156	板ガラス製造業	2	3	1	2.5	2	1
157	板ガラス加工業	2	3	1	2.5	2.5	1
158	ガラス製加工素材製造業	2	3	1	2.5	2	1
159	ガラス容器製造業	2	3	1	2.5	2	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	3	1	2.5	2	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	3	1	2.5	2	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	2	3	1	2.5	2	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
165	生コンクリート製造業	2	3	1	2.5	2	1
166	コンクリート製品製造業	2	3	1	2.5	2	1
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
168	黒鉛電極製造業	2	3	1	2.5	2	1
169	砕石製造業	2	3	1	2.5	2	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	3	1	2.5	2	1
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	2	3	1	2.5	2	1
172	うわ薬製造業	2	3	1	2.5	2	1
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	2	3	1	2.5	2	1
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	3	1	2.5	2	1
175	フェロアロイ製造業	2	3	1	2.5	2	1
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	2	3	1	2.5	2	1
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	2	3	1	2.5	2	1
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	3	1	2.5	2	1
182	鋼管製造業	2	3	1	2.5	2	1
183	伸鉄業	2	3	1	2.5	2	1
184	磨棒鋼製造業	2	3	1	2.5	2	1
185	引抜鋼管製造業	2	3	1	2.5	2	1
186	伸線業	2	3	1	2.5	2	1
187	ブリキ製造業	2	3	1	2.5	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	2	3	1	2.5	2	1
189	めっき鋼管製造業	2	3	1	2.5	2	1
190	めっき鉄鋼線製造業	2	3	1	2.5	2	1
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
192	鍛鋼製造業	2	3	1	2.5	2	1
193	鍛工品製造業	2	3	1	2.5	2	1
194	鑄鋼製造業	2	3	1	2.5	2	1
195	鉄鉄鑄物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
196	鑄鉄管製造業	2	3	1	2.5	2	1
197	可鍛鑄鉄製造業	2	3	1	2.5	2	1

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
198	鉄粉製造業	2	3	1	2.5	2	1
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
200	非鉄金属製造業	2	3	1	2.5	2	1
201	電気めっき業	2	5.5	1	3.5	2	1
201の備考	燐又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	4	8	1	4.5	4	1
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	5.5	1	3.5	2	1
202の備考(1)	溶融めっき業(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	4	8	1	4.5	4	1
202の備考(2)	アルマイト加工工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	8	50	1	8.5	8	1
203	一般機械器具製造業	2	3	1	2.5	2	1
204	プリント配線基板製造業	2	3	1	2.5	2	1
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	3	1	2.5	2	1
205の備考(1)	民生用電気機械器具製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	6	8	1	6.5	6	1
205の備考(2)	半導体素子製造工程	2	8	1	2.5	2	1
206	輸送用機械器具製造業	2	4	1	3.5	2	1
206の備考	自動車・同付属品製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	4	8	1	4.5	4	1
207	精密機械器具製造業	2	4	1	3	2	1
207の備考	時計・同部分品製造工程(時計割を除く。)	8	9	1	4.5	8	1
208	ガス製造工場	2	4.5	1	3.5	2	1
209	下水道業	1	4	1	4	2	1
209の備考(1)	活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の燐を除去できる方法より高度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	1	2	1	2	1	1
209の備考(2)	高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの	1	8	1	8	4	1
210	空瓶卸売業	4	5	2	4.5	4	2
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	4	5	2	4.5	4	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	10	2	4.5	4	2
213	飲食店	4	8	2	5	5	2
214	旅館	4	5	2	4.5	4	2
215	リネンサプライ業	5	8	1	6	6	1
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	5	8	1	6	5	1
217	商業写真業	4	5	2	4.5	4	2
218	写真業(前項に掲げるものを除く。)	4	5	2	4.5	4	2
219	自動車整備業	4	5	2	4.5	4	2
220	病院	4	5	2	4.5	4	2
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、501人以上のものに限る。)	イ				4	1
		ロ	2	8	1	4	2
221の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	1	3	1	3	2	1
221の備考(2)	単独処理浄化槽	2	8	1	4	8	2
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、500人以下201人以上のものに限る。)	2	8	1	5	6	2
222の備考(1)	建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法よりし尿を処理するもの	1	3.5	1	3.5	2	1
222の備考(2)	単独処理浄化槽	2	8	1	5	8	2

業種区分	業種その他の区分の名称	国の範囲				C等の値(案)	
		既設		新設		既設	新設
		下限	上限	下限	上限		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	2	8	1	4	2	1
223の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法よりし尿を処理するもの	2	4	1	3	2	1
224	ごみ処理業	4	5	2	4.5	4	2
225	廃油処理業	4	5	2	4.5	4	2
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	4	8	1	4.5	4	1
227	死亡獣畜取扱業	4	5	2	4.5	4	2
228	と畜場	4	10	2	4.5	4	2
229	中央卸売市場	4	5	2	4.5	4	2
230	地方卸売市場	4	5	2	4.5	4	2
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4	5	2	4.5	4	2
232 1の項から前項までに分類されないもの	(1)食料品製造業	1	8	1	8	1	1
	(2)家具・装備品製造業	1	8	1	8	2	1
	(3)窯業・土石製品製造業	1	8	1	8	1	1
	(4)その他の製造業	1	8	1	8	1	1
	(5)鉄道業及び道路旅客運送業	1	8	1	8	1	1
	(6)上水道業及び工業用水道業	1	8	1	8	1	1
	(7)ドラムかん洗浄業	1	8	1	8	3	1
	(8)共同処理場	1	8	1	8	1	1
	(9)指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221及び222の項に係るものを除く)	1	8	1	8	6	1
	(10)(1)から(9)までに分類されないもの	1	8	1	8	6	1

注) イ:日平均排水量500m3未満の事業場
 ロ:日平均排水量500m3以上の事業場
 ハ:日平均排水量1000m3未満の事業場
 ニ:日平均排水量1000m3以上の事業場

(参考資料)

1 総量規制基準の算定方法

[CODに係る総量規制基準の算定方法]

$$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^3$$

または

$$L_C = (C_{CO} \cdot Q_{CO} + C_{CI} \cdot Q_{CI} + C_{CJ} \cdot Q_{CJ}) \times 10^3$$

L_C : 総量規制基準=CODの許容排出負荷量(kg/日)

C_C (C_{CO}), C_{CI} , C_{CJ} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値(mg/L)

Q_{CI} : 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排出水の量(m³/日)

: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増

Q_{CJ} 加した工程排出水の量(m³/日)

: 平成3年7月1日以降(一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排出水の量(m³/日)

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$L_N = C_N \cdot Q_N \times 10^3$$

または

$$L_N = (C_{NO} \cdot Q_{NO} + C_{NI} \cdot Q_{NI} + C_{NJ} \cdot Q_{NJ}) \times 10^3$$

L_N : 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量(kg/日)

C_N (C_{NO}), C_{NI} , C_{NJ} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値(mg/L)

Q_{NI} (Q_{NO}) : 第5次水質総量規制が実施される前にすでに発生していた工程排出水の量(m³/日)

Q_{NJ} : 第5次水質総量規制が実施された日から新・増設により増加した工程排出水の量(m³/日)

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

または

$$L_p = (C_{p0} \cdot Q_{p0} + C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{pj} \cdot Q_{pj}) \times 10^{-3}$$

L_p : 総量規制基準=りんの許容排出負荷量(kg/日)

C_p (C_{p0}), C_{pi} , C_{pj} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値(mg/L)

Q_p (Q_{p0}) : 第5次水質総量規制が実施される前にすでに発生していた工程排水の量(m³/日)

Q_{pi} : 第5次水質総量規制が実施された日から新・増設により増加した工程排水の量(m³/日)

2 CODに係る総量規制基準の改定業種数

改定区分		既設分業種数	新・増設分業種数	
		C _{co}	C _{ci}	C _{cj}
現行下限値で範囲に変更ない業種		205	251	257
上記以外	現行より強化	46	36	61
	現行据え置き	74	38	7
合計		325	325	325

(注) C_{co}は昭和55年7月1日以前の工程水に係る基準値

C_{ci}は昭和55年7月1日～平成3年6月30日の工程水に係る基準値

C_{cj}は平成3年7月1日以降の工程水に係る基準値

3 窒素に係る総量規制基準設定の内訳

改定区分		既設分業種数	新・増設分業種数
		C _{NO}	C _{NI}
環境省告示の下限値を採用した業種		250	306
上記以外	告示範囲の半分以下	40	9
	その他	25	0
合計		315	315

(注) C_{NO}は第5次水質総量規制の実施日以前の工程水に係る基準値

C_{NI}は第5次水質総量規制の実施日以降の工程水に係る基準値

4 りんに係る総量規制基準設定の内訳

改定区分		既設分業種数	新・増設分業種数
		C _{PO}	C _{PI}
環境省告示の下限値を採用した業種		237	267
上記以外	告示範囲の半分以下	24	3
	その他	9	0
合計		270	270

(注) C_{PO}は第5次水質総量規制の実施日以前の工程水に係る基準値

C_{PI}は第5次水質総量規制の実施日以降の工程水に係る基準値

5 環境審議会における第5次水質総量規制に係る検討状況について

開催日	審議内容
平成12年8月3日	第14回大阪府環境審議会 (1) 諮問（化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について） (2) 諮問に関する趣旨及び背景について (3) 水質総量規制部会の設置について
平成12年9月4日	第1回水質総量規制部会 (1) 総量規制制度の概要及び今後の審議の進め方について (2) 第4次総量削減計画の概要及び第5次水質総量規制の在り方について (3) 国が定める総量規制基準の範囲等について (4) 総量規制基準改定、設定の基本的考え方について
平成12年12月4日	第2回水質総量規制部会 (1) 第1回部会での検討事項について (2) 総量削減計画に係る発生源別削減目標量の算定について (3) CODの総量規制基準について (4) 窒素及び磷の総量規制基準について
平成13年12月12日	第3回水質規制部会 (1) 化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について
平成14年1月23日	第4回水質規制部会 (1) 化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について
平成14年1月25日 ～ 平成14年2月25日	部会報告書案「化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について（案）」に対するパブリックコメントの実施 提出 4通 意見のべ15件
平成14年2月28日	第5回水質規制部会 (1) 化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について（部会報告案）
平成14年3月28日	第18回大阪府環境審議会 ・化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準に関する水質規制部会報告について ・部会報告をもとに答申とすることを了承

6 大阪府環境審議会委員名簿

(1) 学識経験のあるもの

- 池 田 敏 雄 (関西大学教授)
池 田 有 光 (大阪府立大学教授)
石 川 忠 (大阪府中小企業団体中央会会長)
井 田 和 子 (元大阪女子大学助教授)
川 口 清 一 (関西電力関連産業労働組合総連合会長)
近 藤 雅 臣 (大阪大学名誉教授)
澤 田 和 之 (大阪府農業会議副会長)
鹿 間 孝 一 (産業経済新聞大阪本社編集局次長兼社会部長論説委員)
鈴 木 善 次 (大阪教育大学名誉教授)
田 中 忠 明 (大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長)
寺 島 泰 (大阪産業大学教授)
中 村 浩 (大谷女子大学教授)
難 波 精一郎 (宝塚造形芸術大学教授)
西 口 徹 (大阪弁護士会所属弁護士)
西 山 淳 子 (大阪女子大学教授)
畑 中 雅 代 (大阪交通労働組合男女共生対策委員会副会長)
平 野 幸 夫 (毎日新聞編集委員)
前 田 英 昭 (大阪商業大学教授)
増 田 昇 (大阪府立大学教授)
又 野 淳 子 (財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
松 本 弘 (読売新聞大阪本社編集委員)
萬 金 映 子 (消費生活コンサルタント)
水 野 稔 (大阪大学教授)
南 努 (大阪府立大学学長)
宮 前 保 子 (株式会社スペースビジョン研究所取締役所長)
山 村 万里子 (社団法人大阪府薬剤師会理事)
山 本 英 樹 (社団法人大阪府工業協会副会長)
若 林 明 (社団法人大阪府医師会副会長)

(2) 府議会議員

徳 永 春 好 (自由民主党)
浅 田 均 (自由民主党)
花 谷 みつよし (民主党、府民ネットワーク)
山 中 きよ子 (民主党、府民ネットワーク)
杉 本 武 (公明党)
小 谷 みすず (日本共産党)

(3) 市町村長

磯 村 隆 文 (大阪市長)
倉 田 薫 (池田市長)
日 下 櫻 子 (豊能町長)

(4) 関係地方行政機関の長

黒 木 幾 雄 (近畿農政局長)
中 嶋 誠 (近畿経済産業局長)
鈴 木 藤一郎 (近畿地方整備局長)
馬 場 耕 一 (近畿運輸局長)
齊 藤 孝 雄 (第五管区海上保安本部長)

7 大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿

部会長	近藤 雅臣	(大阪大学名誉教授)
委員	西山 淳子	(大阪女子大学教授)
専門委員	小田 一紀	(大阪市立大学教授)
	細田 龍介	(大阪府立大学教授)
	村岡 浩爾	(大阪産業大学教授)